

# ピアホームだより

2023. 3. 10

## 令和4年度第3回法人理事会

3月11日(土)16時より、令和4年度の事業経過報告をし、令和5年度事業計画(案)、予算(案)を審議するため、第3回理事会が開催されました。ピアホームの部分を抜粋して報告します。

### 事業計画ーピアホーム部門概要

#### ① 第3者評価について

一般社団法人チーム結と契約し、今年1月説明会を持ち、利用者アンケートなどが開始されました。3月1日に実地調査が行われ、今は報告を待つばかりです。今回は2回目の受審で同じ審査員に依頼しましたので、当所の様子もよく知っていて(前回はピアホームIで食事会参加)、不備などところについては積極的に伺い、参考資料を頂く方針で臨みました。

それらを基に、令和5年度に向け改善を図っていきます。

② 新しいピアホームIIは昨年12月よりスタートしました。3月には全室埋まり、日々のミーティングや食事会も軌道に乗って、とても良い滑り出しです。また、地域活動として道路や公園の清掃活動を入れ、地域に溶け込む努力も始めました。

③ 数年の後、ピアホームの事業継承を具体化して行くため、今後は民間人材会社も視野に入れて考えていきます。

#### 予算ー令和5年度ピアホーム部門

予算が4/3規模となり、職員体制も大きく変わることになりましたので、給与関係規則の見直しをして行く前提で予算を立てました。

#### グループホーム運営体制について

1月からは区分4の方の入居に伴い、3月より生活支援員の配置も行うことになりました。グループホームの運営には区分と職員配置が点数と絡み、また、変更は都への変更届が必要なので、ここで少し説明しておきます。

##### 1 グループホームの類型

介護包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型に分かれていてサービスが濃密なほど点数が高く設定されています。

##### 2 利用者に対する世話人配置

4:1, 5:1, 6:1となっています。手厚さにより点数が異なります。最大10:1まででその場合減算となります。

##### 3 区分

区分は無しから6まであり、支援の困難度になります。区分3以上は介護が必要と考えられ、そのためには、生活支援員の配置が必要になります。介護の支援と障害福祉の支援に異なるところはないのだと思いますが、介護保険対象は65歳から、その前に必要な方は障害福祉となるわけです。

#### 生活支援員を導入して

介護系の事業所との契約は事務手続きが煩雑になることなどから、ことごとく断られて来ました。今回、幸運にも、合同会社ひまわりさんと巡り合うことが出来、生活支援をお引き受けして頂くことが出来ました。

障害や介護の分野では、想定していない支援が沢山出て来ます。ひまわりさんは、そんなきめ細かな支援を行う取り組みをしている組織です。次回、ご紹介をして行きたいと思います。

#### 3月の予定

3月11日:当法人理事会